（法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第百五十九条の十　法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

第百五十九条の十一　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第七章　（略） 第八章　雑則（第百八十七条―第二百二十七条） 附則	目次 第一章～第七章　（略） 第八章　雑則（第百八十七条―第二百二十六条） 附則
（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百八十八条の二**　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～十六　（略） 十七　船長又は船長の職務を行う者（船舶所有者の代理人として第二百二十六条の事務代行を行う場合に限る。） 十八　（略）	（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百八十八条の二**　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～十六　（略） 十七　船長又は船長の職務を行う者（船舶所有者の代理人として第二百二十五条の事務代行を行う場合に限る。） 十八　（略）
（法第百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるもの） **第二百二十五条**　法第百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。	（新設）
第二百二十六条・第二百二十七条　（略）	**第二百二十五条・第二百二十六条**　（略）

（社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部改正）

第三条　社会保険診療報酬支払基金法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項） **第十三条**　法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十五条第一項第四号、第二項第二号から第四号まで及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務の内容とする。	（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項） **第十三条**　法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十五条第一項第四号、第二項及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）の内容とする。